

国自安第104号の2
国自貨第55号の2
平成27年8月12日

一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国 土 交 通 省
自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。

別 添

国自安第104号
国自貨第55号
平成27年8月12日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、別添のとおり貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第6号）の公布を踏まえ、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新			旧		
	国自総第	510号		国自総第	510号
	国自貨第	118号		国自貨第	118号
	国自整第	211号		国自整第	211号
	平成15年	3月10日		平成15年	3月10日
一部改正	国自総第	330号	一部改正	国自総第	330号
	国自貨第	94号		国自貨第	94号
	国自整第	96号		国自整第	96号
	平成18年	10月27日		平成18年	10月27日
一部改正	国自総第	588号	一部改正	国自総第	588号
	国自貨第	165号		国自貨第	165号
	国自整第	180号		国自整第	180号
	平成19年	3月30日		平成19年	3月30日
一部改正	国自安第	55号	一部改正	国自安第	55号
	国自貨第	73号		国自貨第	73号
	国自整第	48号		国自整第	48号
	平成21年	9月28日		平成21年	9月28日
一部改正	国自安第	119号	一部改正	国自安第	119号
	国自貨第	116号		国自貨第	116号
	国自整第	93号		国自整第	93号
	平成21年	11月20日		平成21年	11月20日
一部改正	国自安第	9号	一部改正	国自安第	9号
	国自貨第	12号		国自貨第	12号
	国自整第	7号		国自整第	7号
	平成22年	4月28日		平成22年	4月28日
一部改正	国自安第	169号	一部改正	国自安第	169号
	国自貨第	140号		国自貨第	140号
	国自整第	144号		国自整第	144号
	平成23年	3月31日		平成23年	3月31日
一部改正	国自安第	77号	一部改正	国自安第	77号
	国自貨第	82号		国自貨第	82号
	国自整第	148号		国自整第	148号
	平成24年	4月16日		平成24年	4月16日
一部改正	国自安第	32号	一部改正	国自安第	32号
	国自貨第	11号		国自貨第	11号
	国自整第	35号		国自整第	35号

平成25年 5月 1日
 一部改正 国自安第 210号
 国自貨第 98号
 国自整第 244号
 平成25年12月16日
 一部改正 国自安第 282号
 国自貨第 132号
 国自整第 349号
 平成26年 3月 4日
 一部改正 国自安第 203号
 国自貨第 61号
 国自整第 291号
 平成26年12月25日
 一部改正 国自安第 104号
国自貨第 55号
平成27年 8月12日

平成25年 5月 1日
 一部改正 国自安第 210号
 国自貨第 98号
 国自整第 244号
 平成25年12月16日
 一部改正 国自安第 282号
 国自貨第 132号
 国自整第 349号
 平成26年 3月 4日
 一部改正 国自安第 203号
 国自貨第 61号
 国自整第 291号
 平成26年12月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局貨物課長

自動車局安全政策課長
 自動車局貨物課長
 自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたの

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたの

で、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2～第2条の8 （略）

第3条1.～2. （略）

3. 第4項関係（別紙1参照）

(1)～(4) （略）

(5) 勤務時間等基準告示中「改善基準告示において厚生労働省労働基準局長の定めるフェリーに乗船する場合における休息期間」とは、特例通達の4(1)に基づき、原則としてフェリー乗船時間とする。

4.～7. （略）

第4条～第31条 （略）

附 則（略）

附 則（平成27年8月12日付け国自安第104号、国自貨第55号）改正後の通達は、平成27年9月1日から施行する。

で、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2～第2条の8 （略）

第3条1.～2. （略）

3. 第4項関係（別紙1参照）

(1)～(4) （略）

(5) 勤務時間等基準告示中「改善基準告示において厚生労働省労働基準局長の定めるフェリーに乗船する場合における休息期間」とは、特例通達の4(1)に基づき、フェリー乗船時間から2時間（フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間）を差し引いた時間とする。

4.～7. （略）

第4条～第31条 （略）

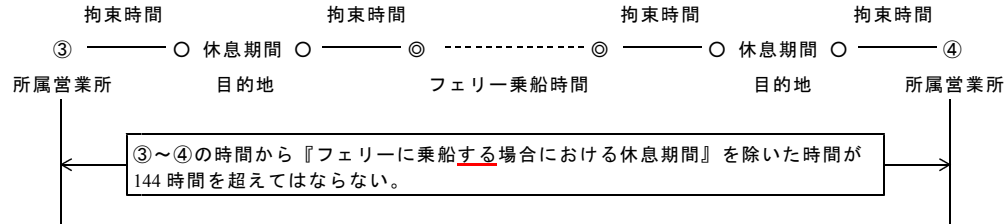
附 則（略）

(別紙 1)

運行期間の制限について

① 運行期間 (略)

② 運行途中フェリーに乗船する場合の運行期間



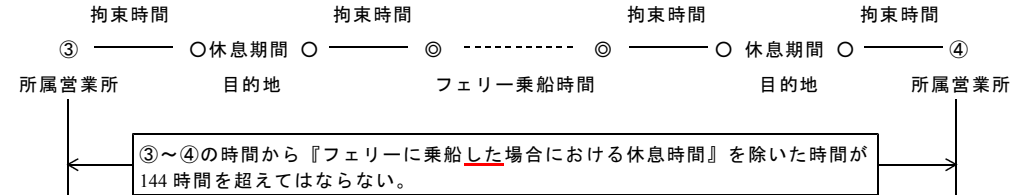
(別紙 2) ~ (別添) (略)

(別紙 1)

運行期間の制限について

① 運行期間 (略)

② 運行途中フェリーに乗船した場合の運行期間



※フェリー乗船時間から2時間(拘束時間として取り扱う時間)を差し引いた時間が『フェリーに乗船した場合における休息期間』となる。

詳細:改善基準告示第4条第3項に基づく労働省労働基準局長の定め(平成元年3月1日付け、基発第92号「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」)

(別紙 2) ~ (別添) (略)

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る関係通達の一部改正について

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号、以下「改善基準告示」という。）、平成元年3月1日付け基発第92号「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」（以下「特例通達」という。）、同日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」及び平成9年3月11日付け基発第143号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（以下「143号通達」という。）により、その改善を図ってきたところである。

今般、下記のとおり改善基準告示に係る関係通達の改正を行い、平成27年9月1日から適用することとしたので、その取扱いについて遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

改善基準告示におけるフェリー乗船時の拘束時間及び休息期間については、これまで特例通達において、乗船時間のうち2時間（乗船時間が2時間未満の場合には、その時間）について拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱うものとしてきた。しかしながら、近年フェリー会社による乗船サービスの広がり等に伴って、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（以下「トラック運転者」という。）が乗船後に作業を行うケースが少なくなっているなど、一部、トラック運転者の作業実態と乖離を生じている状況が認められる。

このため、トラック運転者のフェリー乗船時間を原則として休息期間として取り

扱うものとし、改善基準告示に係る関係通達について所要の整備を行うものである。

2 改正の内容

トラック運転者のフェリー乗船時間を原則として休息期間として取り扱うものとし、改善基準告示に係る特例通達及び143号通達の一部を改正する。

(1) 特例通達の主な改正点

トラック運転者のフェリー乗船時間を原則として休息期間として取り扱うものとしたこと。

なお、バスの運転者のフェリー乗船時間は従前どおり。

(2) 143号通達の主な改正点

特例通達の改正に伴い所要の整備を行ったこと。

3 改善基準告示に係る関係通達の一部改正

改善基準告示に係る特例通達及び143号通達の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合</p> <p>(1) 業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び後続時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日（始業時刻から起算して24時間をいう。）において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。</p> <p>(2) <u>上記(1)は下記4(1)の自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合及び下記4(2)の自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに2時間を超えて乗船する場合には適用しないものとする。</u></p> <p>2, 3 (略)</p> <p>4 自動車運転者がフェリーに乗船する場合 自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者のフェリー乗船時間(a)は、原則として、休息期間として取り扱うものとする。</u></p> <p>(2) <u>一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者のフェリー乗船時間(a)のうち2時間（フェリー乗船時間が2時間</u></p>	<p>1 業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合</p> <p>(1) 業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び後続時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日（始業時刻から起算して24時間をいう。）において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。</p> <p>(2) 上記(1)は[√]自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに2時間を超えて乗船する場合には適用しないものとする。</p> <p>2, 3 (略)</p> <p>4 自動車運転者がフェリーに乗船する場合 自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>フェリー乗船時間(a)のうち2時間（フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間）については拘束時間として取り扱い、その他の時間につ</u></p>

未満の場合には、その時間)については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱うものとする。

(3) 上記(1)及び(2)により休息期間とされた時間を改善基準第4条第1項第3号及び第5条第1項第3号の規定(ただし、2人乗務の場合には上記2、隔日勤務の場合には上記3の(2))により与えるべき休息期間の時間から減ずることができるものとする。ただし、その場合においても、減算後の休息期間(c)は、二人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間(b)の2の1下回ってはならないものとする。

いては休息期間として取り扱うものとする。

(2) フェリー乗船時間(a)が2時間を超える場合には、上記(1)により休息期間とされた時間を改善基準第4条第1項第3号及び第5条第1項第3号の規定(ただし、2人乗務の場合には上記2、隔日勤務の場合には上記3の(2))により与えるべき休息期間の時間から減ずることができるものとする。ただし、その場合においても、減算後の休息期間(c)は、二人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間(b)の2の1下回ってはならないものとする。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等 (第4条関係) (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 拘束時間及び休息期間の特例 (第3項関係) イ,ロ (略)</p> <p>ハ 自動車運転者がフェリーに乗船する場合 (特例通達記の4関係) 勤務の途中においてフェリーに乗船した場合については、<u>乗船時間は、原則として、休息期間として取り扱うこととしている。</u> フェリーの乗船時間が[▽]8時間 (2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間) <u>を超える場合には、原則として、フェリー下船時刻から次の勤務が開始されたこととなる。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等 (第4条関係) (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 拘束時間及び休息期間の特例 (第3項関係) イ,ロ (略)</p> <p>ハ 自動車運転者がフェリーに乗船する場合 (特例通達記の4関係) 勤務の途中においてフェリーに乗船した場合については、<u>乗船中の2時間を拘束時間として取り扱い、それ以外の時間は休息期間として取り扱うこととしている。</u> フェリーの乗船時間が<u>10時間 (ただし、2人乗務の場合には6時間、隔日勤務の場合には22時間) を超え、8時間 (2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間) の休息期間が与えられた場合にはフェリー下船時刻から次の勤務が開始されたこととなる。この場合において、フェリー乗船中の2時間の拘束時間は、フェリー乗船前の勤務の拘束時間として取り扱うこと。</u></p> <p>(中略)</p>

4 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等（第5条関係）

(1)～(4) (略)

(5) 休息期間、最大運転時間、連続運転時間及び時間外労働又は休日労働についての基準については、3と同様である。

(6) 拘束時間及び休息期間の特例

勤務の中途においてフェリーに乗船した場合については、乗船中の2時間を拘束時間として取り扱い、それ以外の時間は休息期間として取り扱うこととしている。

フェリーの乗船時間が10時間（ただし、2人乗務の場合には6時間、隔日勤務の場合には22時間）を超え、8時間（2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間）の休息期間が与えられた場合にはフェリー下船時刻から次の勤務が開始されたこととなる。この場合において、フェリー乗船中の2時間の拘束時間は、フェリー乗船前の勤務の拘束時間として取り扱うこと。

(以下、略)

4 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等（第5条関係）

(1)～(4) (略)

(5) 休息期間、最大運転時間、連続運転時間、時間外労働又は休日労働についての基準並びに拘束時間及び休息期間の特例については、3と同様である。

(以下、略)